厚生労働省
# 神奈川労働局

**Press Release**

令和８年 10 月 29 日
【照会先】
神奈川労働局労働基準部監督課
課長　山田　能啓
地方労働基準監察監督官　合田　勝彦
（電話）　045(211)7351

報道関係者　各位

## 外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った令和７年の監督指導等の状況を公表します

神奈川労働局は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署（12 署）が、令和７年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

**令和７年の監督指導の概要**

**【技能実習生関係】**

■ 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した**356 事業場**（実習実施者）のうち**283 事業場（79.5%）**。

■ 主な違反事項は、①健康診断結果の意見聴取（27.2%）、②使用する機械等の安全基準（23.6%）、③割増賃金の支払（20.2%）、④年次有給休暇（15.4%）の順に多かった。

**【特定技能外国人関係】**

■ 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した**268 事業場**のうち**222 事業場（82.8%）**。

■ 主な違反事項は、①健康診断結果についての医師からの意見聴取（24.6%）、②使用する機械等の安全基準（20.1%）、③割増賃金の支払（19.4%）、④労働時間（18.3%）の順に多かった。

神奈川労働局や管内労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

また、強制労働等技能実習生及び特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構及び出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしています。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、司法警察権限を行使するなど厳正に対応していきます。

**（別紙１）技能実習生を使用する事業場に対する監督指導の状況（令和７年）**

**（別紙２）特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導の状況（令和７年）**

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況

## １　監督指導状況

⑴　神奈川労働局内の労働基準監督署において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**３５６事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**７９．５％**に当たる**２８３事業場**で同法令違反が認められた。

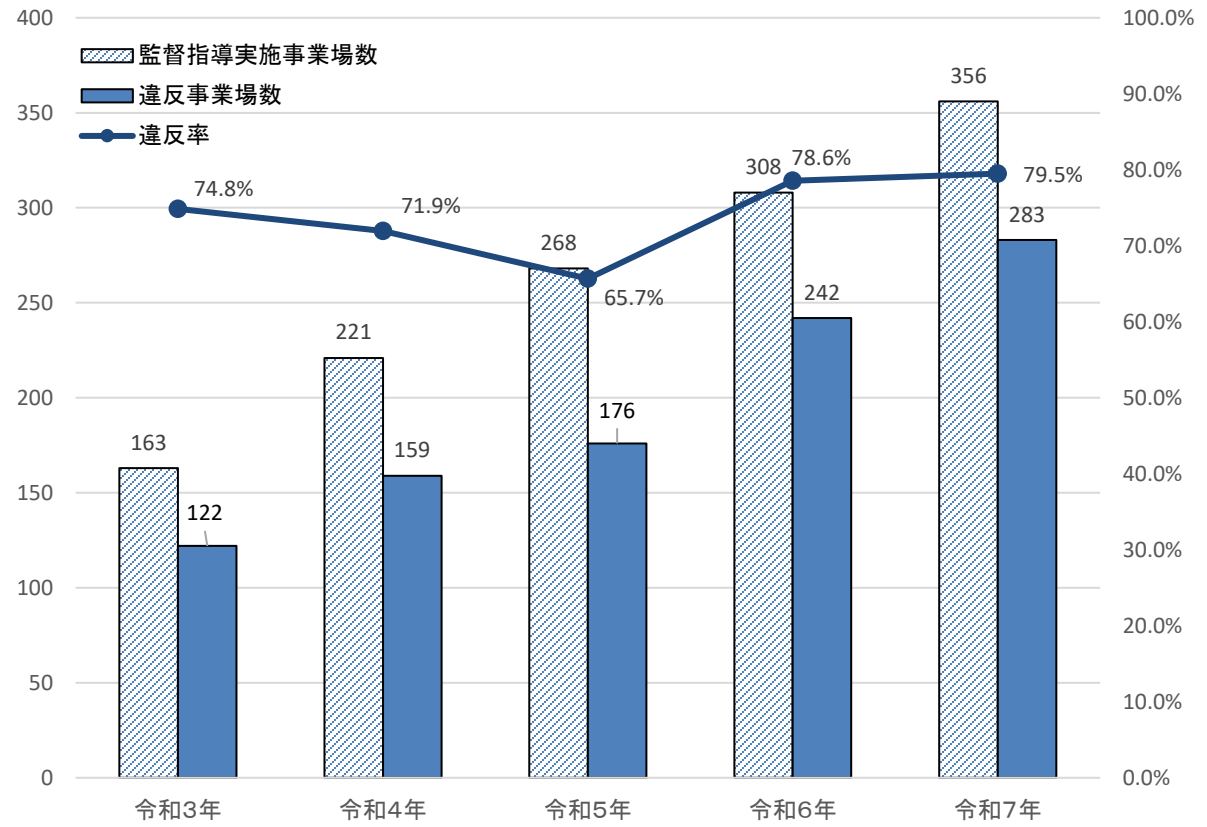


⑵　主な違反事項は、①健康診断結果の意見聴取（27.2%）、②使用する機械等の安全基準（23.6%）、③割増賃金の支払（20.2%）の順に多かった。

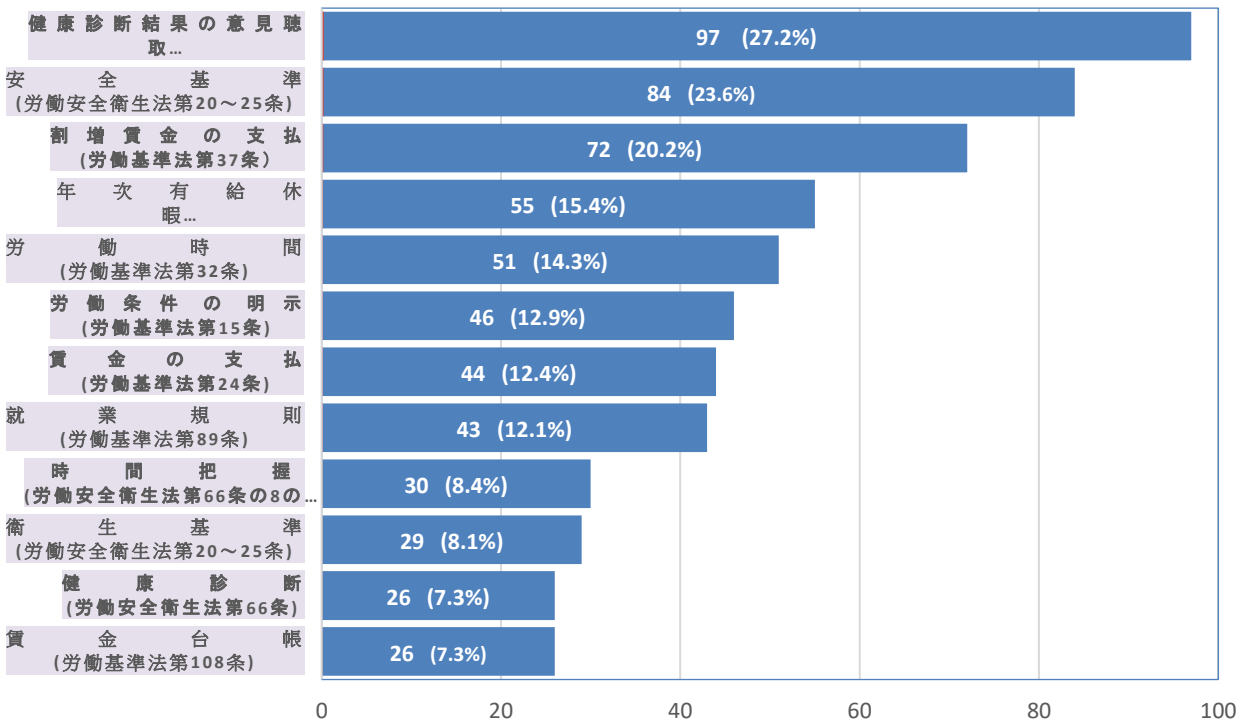

⑶　主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

| 主な業種 | 監督指導実施事業場数 | 違反事業場数（違反率） | 主な違反事項 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 機械･金属 | 77 | 60<br>(77.9%) | 安全基準<br>30 (39.0%) | 衛生基準<br>23 (29.9%) | 健康診断結果の意見聴取<br>19 (24.7%) |
| 食料品製造 | 40 | 23<br>(57.5%) | 安全基準<br>16 (40.0%) | 割増賃金の支払<br>3 (7.5%) | 就業規則<br>3 (7.5%) |
| 建設 | 153 | 130<br>(85.0%) | 健康診断結果の意見聴取<br>53 (34.6%) | 割増賃金の支払<br>44 (28.8%) | 年次有給休暇<br>36 (23.5%) |
| ＜参考＞<br>全業種 | 356 | 283<br>(79.5%) | 健康診断結果の意見聴取<br>97 (27.2%) | 安全基準<br>84 (23.6%) | 割増賃金の支払<br>72 (20.2%) |

＜注１＞「主な業種」は、令和７年１２月末時点における在留資格「技能実習」に係る就労者が多い職種（機械・金属関係、食料品製造関係、建設関係）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注２＞　業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

建設　　・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

＜注３＞　違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注４＞　違反事項が２つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2　監督指導事例

### 事例１

**外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、無資格運転等について指導**

### 立入調査で把握した事実

①　外国人技能実習機構から技能実習生に対して、労働契約に基づいた賃金が支払われてない及び年次有給休暇が年に10日以上付与されているが５日以上取得させていない旨の通報があったことから、監督指導を実施したもの。

②　金属製品の製造を行う事業場（労働者約22人）において、技能実習生は金属アーク溶接作業に従事していた。

③　外国人技能実習機構から通報があった事項については是正されていたが、外国人技能実習生に資格がないにもかかわらず、つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務やつり上げ荷重５トン未満のクレーンの運転業務に就かせていたこと、定期健康診断の結果、所見が認められたにもかかわらず医師の意見を聴いていない違反が認められた。

### 労働基準監督署の指導

◆ **無資格で玉掛け業務やクレーンの運転業務を行わせたこと**

玉掛け技能講習を修了するなどの資格がないにもかかわらず玉掛け業務に従事させたこと（労働安全衛生法第61条１項）及びクレーン特別教育を行っていないこと（同法第59条３項）について是正勧告

◆ **健康診断の結果、有所見労働者について医師の意見を聴いていなかったこと**

健康診断の結果、有所見者に対して健康保持のため医師の意見を聴いていないこと（同法第66条の４）について是正勧告

### 会社の対応

◆ **有資格者の増員**

無資格の技能実習生に有資格作業を行わせないように、日本人労働者に資格を取得させ、無資格者による有資格作業を排除した。

◆ **健康診断有所見者への医師の意見聴取**

医療機関へ依頼し、健康診断の結果、所見が認められた労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くこととした。

事例２

## 外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、呼吸用保護具未着用等について指導

### 立入調査で把握した事実

①　外国人技能実習機構から技能実習生に対して、金属アーク溶接作業に係る特別教育を実施していない旨の通報があったことから、監督指導を実施したもの。

②　輸送用機械の製造を行う事業場（労働者約９人）において、技能実習生は金属アーク溶接作業に従事していた。

③　外国人技能実習機構から通報があった事項については是正されていたが、外国人技能実習生が金属アーク溶接作業を行っているときに有効な呼吸用保護具（国家検定防じんマスク）を使用させていないという違反が認められた。また、特定化学物質作業主任者を選任していない違反も認められた。

### 労働基準監督署の指導

◆ **金属アーク溶接作業時に有効な呼吸用保護具を使用させていなかったこと**

金属アーク溶接作業に有効な呼吸用保護具（国家検定防じんマスク）を使用させていないこと（労働安全衛生法第22条）について是正勧告

◆ **特定化学物質作業主任者を選任していなかったこと**

金属アーク溶接作業について、特定化学物質作業主任者を選任していないこと（同法第14条）について是正勧告

### 会社の対応

◆ **有効な呼吸用保護具の着用徹底**

技能実習生に対して、あらためて金属アーク溶接作業時には有効な呼吸用保護具である国家検定防じんマスクの着用を徹底させるとともに、金属アーク溶接作業場所に国家検定防じんマスクの着用が必要である旨の掲示を行った。

◆ **特定化学物質作業主任者の選任**

日本人労働者に金属アーク溶接作業主任者技能講習を受講させ、その労働者を特定化学物質作業主任者に選任し、金属アーク溶接作業を管理させることとした。

## ３　労働基準監督署等と外国人技能実習機構等との相互通報状況

⑴　技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、外国人技能実習機構等との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している（※１）。

※１　令和３年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により、令和４年以降、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

⑵　令和７年に神奈川労働局管内の労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報（※２）した件数は**２２件**、外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※３）された件数は**８３件**である。

※２　労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督署等において技能実習生を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※３　外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報する事案
外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

⑶　強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。

### 【相互通報制度の実施状況（過去３年間）】

| 事項＼年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|
| 労働基準監督機関から通報した件数 | １０ | １０ | ２２ |
| 労働基準監督機関が通報を受けた件数 | ６３ | ８２ | ８３ |

# 特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導の状況

## １　監督指導状況

⑴　神奈川労働局内の労働基準監督署等において特定技能外国人を使用しており労働基準関係法令違反が疑われる**２６８事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**８２．８％**に当たる**２２２事業場**で同法令違反が認められた。

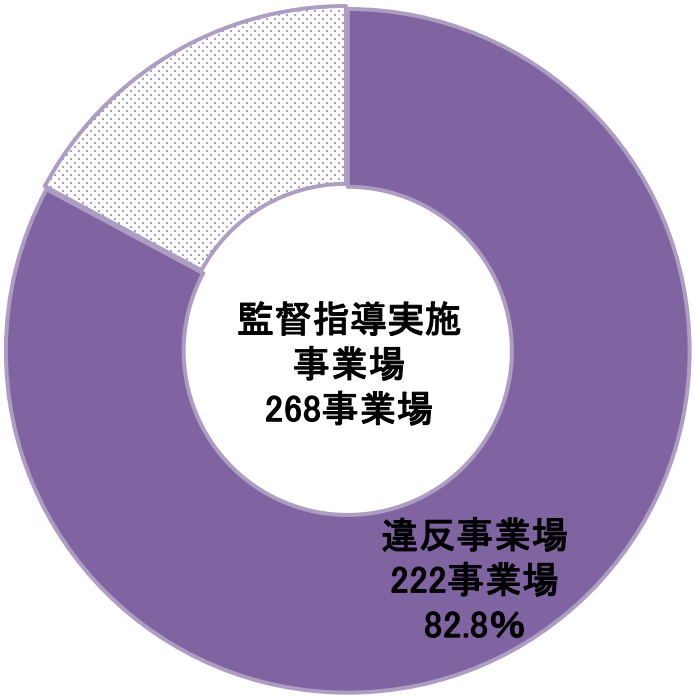


⑵　主な違反事項は、①健康診断結果の意見聴取（２４．６％）、②使用する機械等の安全基準（２０．９％）、③割増賃金の支払（１９．４％）の順に多かった。

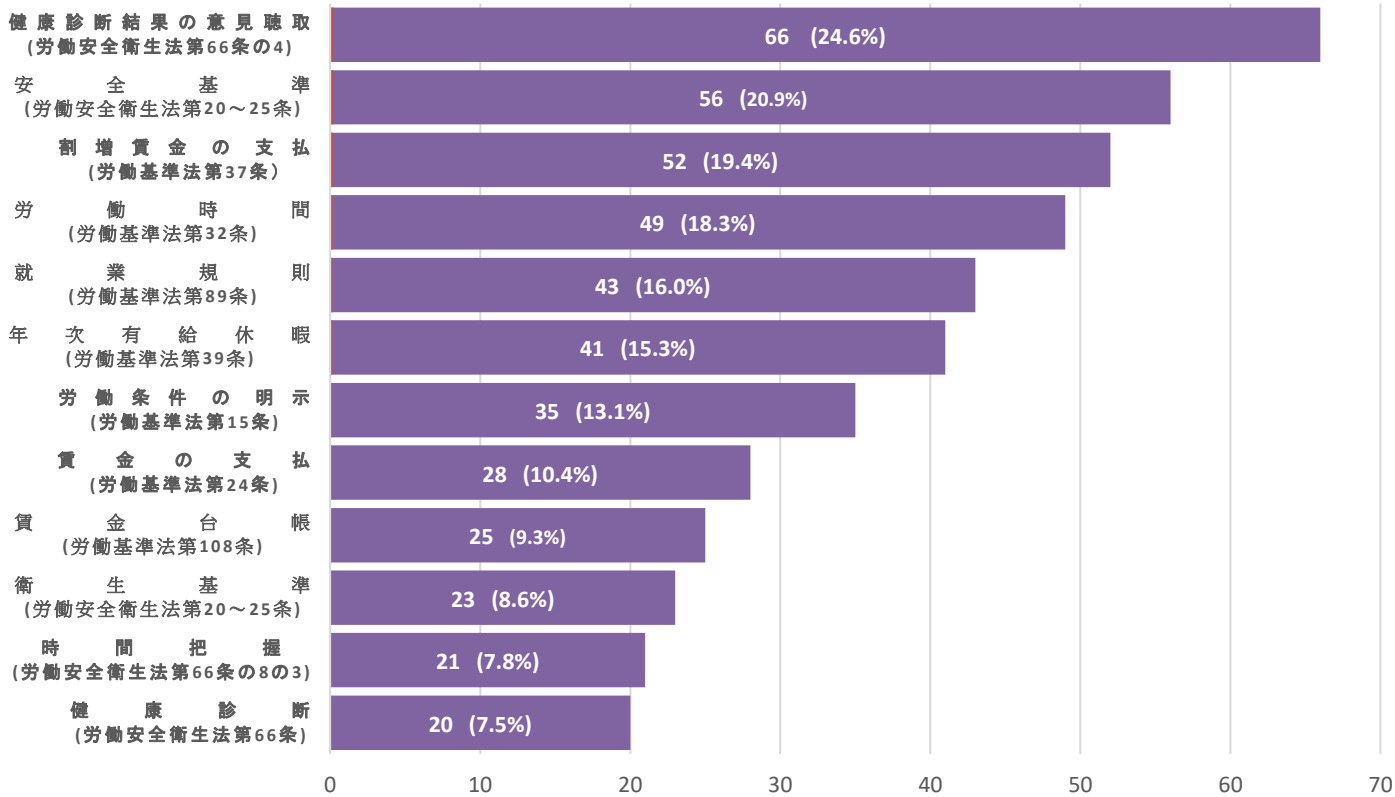

⑶　主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

| 主な業種 | 監督指導<br>実施事業場数 | 違反事業場数<br>（違反率） | 主な違反事項 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 食料品<br>製造業 | 44 | 31<br>（70．5%） | 安全基準<br>22（50．0%） | 就業規則<br>4（9．1%） | 労働条件の明示、割増賃金の支払い、健康診断結果の意見聴取<br>各3（6．8%） |
| 工業製品<br>製造業 | 48 | 39<br>（81．3%） | 安全基準<br>18（37．5%） | 衛生基準<br>12（25．0%） | 健康診断結果の意見聴取<br>11（22．9%） |
| 建設業 | 87 | 81<br>（93．1%） | 健康診断結果の意見聴取<br>33（37．9%） | 労働条件の明示<br>17（19．5%） | 賃金の支払い<br>17（19．5%） |
| 社会福祉<br>施設 | 35 | 29<br>（82．9%） | 健康診断結果の意見聴取<br>14（40．0%） | 労働時間<br>7（20．0%） | 割増賃金の支払い、就業規則<br>各7（20．0%） |
| ＜参考＞<br>全業種 | 268 | 222<br>（82．8%） | 健康診断結果の意見聴取<br>66（24．6%） | 安全基準<br>56（20．9%） | 割増賃金の支払<br>53（19．4%） |

＜注１＞「主な業種」は、令和７年１２月末時点における特定技能１号在留外国人が多い４分野（食料品製造分野、工業製品製造分野、建設分野、介護分野）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注２＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 食料品製造 | ・・・食料品製造業 |
| 工業製品製造機械 | ・・・パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業 |
| 建設 | ・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業 |
| 社会福祉施設 | ・・・社会福祉施設 |

＜注３＞違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注４＞違反事項が２つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2　監督指導事例

### 事例１

**退職した際に最終勤務月の賃金が支払われない、在職中に賃金の一部が控除されるなど、特定技能外国人に対する人権侵害が疑われる事案として、出入国在留管理機関と合同監督・調査を実施**

#### 労基署の指導等

①　法人経営の社会福祉施設で働く特定技能外国人が退職後、最終勤務月の賃金が振込により支払われない、在職中にペナルティーと称して賃金の一部が複数月にわたり控除されていた旨の通報を受け、出入国在留管理機関と合同監督・調査を実施したもの。

②　法人は最終勤務月の賃金は現金手渡しであるとの契約であると主張し、違反とは断定できなかった。ペナルティーによる賃金控除については勤務中の非違行為が原因であるとのことであったが、労働基準法で定める減給の制裁の上限を超えて控除していることが認められたため是正勧告した。

※　労働基準法では減給の制裁は１回の事案で平均賃金の半額、複数回であっても一賃金支払い期間における賃金額の1/10までと定めている（労基法第91条）。

#### 会社の対応

◆ **違法に控除した金額は特定技能外国人に全額支払った。**

### 事例２

**出入国在留管理機関からの通報を契機に監督指導を実施し、安全対策等について指導**

#### 労基署の指導等

■　食料品製造を行う事業業で働く特定技能外国人について、機械の清掃作業を行わせるにあたり、機械の運転を停止させず清掃作業を行わせた事実が認められたため、是正勧告した。なお、特定技能外国人は指の一部を切断した。

#### 会社の対応

◆ **機械の清掃作業を行う際には、必ず機械の運転を停止させたうえで行うよう関係労働者全員に周知徹底した。**

◆ **災害が発生した作業についてリスクアセスメントを実施し、さらなる危険源の洗い出しを図った。**

## 3　労働基準監督署等と出入国在留管理機関との相互通報状況

⑴　特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。

⑵　令和７年に神奈川労働局管内の労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報（※１）した件数は**８件**、出入国在留管理機関から労働基準監督機関へ通報（※２）された件数は**５件**である。

なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案等については、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、前記「**事例１**」のとおり神奈川労働局管内の労働基準監督署においても、令和７年に出入国在留管理機関との合同監督・調査を実施した。

※１　労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報する事案
労働基準監督署等において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※２　出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報する事案
出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

**【相互通報制度の実施状況（過去３年間）】**

| 事項＼年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|
| 労働基準監督機関から通報した件数 | 2 | 7 | 8 |
| 労働基準監督機関が通報を受けた件数 | 2 | 4 | 5 |